

重 点 事 项

1 平成19年度生活保護基準の改定

生活保護基準の見直し

生活保護基準については、一般国民の消費水準との均衡を図るべく設定しているが、平成19年度においては、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して生活扶助基準を据え置くこととした。平成19年度予算案における見直しの内容については以下のとおりであるので、改正の趣旨や支給額の変更等について管内の福祉事務所及び被保護世帯への周知方についてよろしくお願いしたい。

(1) 母子加算の見直し

母子加算については、自立母子世帯との公平性の確保及び生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、就労する母子世帯等に対して、自立支援を目的とした給付を創設するとともに、現行の母子加算段階的に廃止する。（参考資料「母子加算の見直しについて」参照）

ア ひとり親世帯就労促進費の創設

ひとり親世帯の自立の支援を目的として、18歳以下の子どもを養育しつつ、就労、職業訓練、自立支援プログラムへの参加を行うひとり親世帯を対象に、一時扶助として新たな給付を平成19年度から創設する。

支給対象世帯、金額等については以下のとおり予定しているので御了知願いたい。

ひとり親世帯就労促進費について

1 対象世帯及び額

- ・ 就労しているひとり親世帯 10,000円（全級地共通・月額）
- ・ 職業訓練等に参加しているひとり親世帯 5,000円（全級地共通・月額）

※「ひとり親世帯」の範囲は、従来の母子加算の対象世帯と同様とする。

2 給付要件等

(1) 就労の範囲について

- ・就労収入が月額30,000円以上の場合とする。

※なお、就労しているが、上記を満たしていない場合は、職業訓練等の場合の給付額（5,000円）を給付する。

- ・就労世帯の範囲について、稼働期間が極めて短期間（例：1日/月）の者も同様に給付対象とする場合、より長期間稼働している者との不公平が生じることから、モラルハザードの防止、給付の公平性の確保のため、給付要件を定めたもの。
- ・被保護者全国一斉調査のデータでは、母子世帯のうち就労している割合は5割、就労している母子世帯のうち就労収入30,000円未満は1割程度。

(2) 職業訓練等の範囲について

職業訓練等に取り組んでいる場合であって当該世帯の自立助長に効果的として実施機関が必要と認めた場合。

[職業訓練等の例]

- ① 公共職業訓練に取り組んでいる場合
- ② 専修学校等において生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能の修得に取り組んでいる場合
- ③ コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能の修得、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力の修得、職場適応訓練、就労意欲の喚起を目的としたセミナー等を受講している場合
- ④ 自立支援プログラム参加の場合については、就労自立支援プログラム（生活保護受給者等就労支援事業を含み、各自治体において策定される就労自立支援に関するプログラムをいう。）に参加している場合

(3) 給付期間について

就労している期間又は職業訓練等への参加期間とする。

(4) ひとり親世帯就労促進費と見直し後の母子加算額との調整

ひとり親世帯就労促進費と見直し後の母子加算額とを比較して、高い方の額を給付する。

① 16～18歳の子どもを養育する場合

- ・就労している世帯 10,000円 (全級地共通・月額)
- ・職業訓練等に参加している世帯 5,000円 (全級地共通・月額)

② 15歳以下の子どもを養育する場合 → 平成19年度においては
見直し後の母子加算が
適用される
15,510円 (1級地・月額)

イ 母子加算の段階的廃止

15歳以下の子どもを養育するひとり親世帯への加算(母子加算)については、当該世帯の生活水準が急激に低下することのないよう配慮し、平成19年度から3年かけて段階的に廃止する。

児童1人の場合 [15歳以下の子供を養育するひとり親世帯 (1級地・月額)]
23,260円 (平成18年度) → 15,510円 (平成19年度)

また、16歳～18歳の子どもを養育するひとり親世帯への加算については、平成17年度から3年計画で段階的に廃止しているところである。

児童1人の場合 [16～18歳の子供を養育するひとり親 (1級地・月額)]
7,750円 (平成18年度) → 0円 (平成19年度)

(2) その他

多人数(4人以上)世帯の生活扶助基準については、世帯人員が増すにつれて第1類費の比重が高くなり、スケールメリット効果が薄れるため、一般低所得世帯の消費

実態と比べて割高となるとの指摘がなされている。このため、一般低所得世帯の消費実態、消費構造を踏まえ、世帯規模の経済性を反映した水準となるよう、平成17年度から3年計画で、第1類費算定において逓減率を導入してきたところである。

具体的には、多人数世帯の第1類費の算定に際し、以下の逓減率を乗じて算定する。

	17年度	18年度	19年度
4人世帯	0.98	0.96	0.95
5人以上世帯	0.96	0.93	0.90

また、出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く）等については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を図る。

母子加算の見直しについて

現行の母子加算

○ 15歳以下の子を養育する世帯（9.1万世帯）

月額 23,260円

【参考】

母子加算額	23,260円
加算以外の保護基準	124,080円
合計	147,340円

（母と子1人の2人世帯、1級地）

16～18歳の子を養育する世帯（1.4万世帯）

16年度	17年度	18年度	19年度
23,260円	15,510円	7,750円	0円

17年度から段階的に縮減

母子加算の見直し

1 母子加算の経緯

- 母子加算については、昭和24年、生活保護の基準自体が低かった時代において、子育てを一人でする母親には追加的な栄養等が必要であることを理由として創設された。
- その後、生活保護基準は、加算を含めて、一般国民の消費の伸びにさらにプラスアルファした伸びを用いて基準を引き上げてきた。

2 審議会での検討結果

- 平成15年から16年にかけて、「社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会」において、生活保護基準の妥当性について検討がなされ、

- ① 加算を除く保護基準については、一般国民の低所得世帯の消費水準と均衡しており妥当な水準となっている一方、
- ② 母子加算については、加算も含めた保護基準は、中位の所得の母子世帯の消費水準と比較しても高く、加算は妥当であるとは言えない。一律の加算を見直し、世帯の自立に向けた給付となるよう支給要件・支給金額等を見直す

と報告されたところである。これを受け、16歳以上の子に係る母子加算は、17年度から

3年かけて減額してきており、19年度にはゼロとなる。

【母子世帯（子1人）の消費支出額（生活扶助相当）】

第1.5分位所得の世帯	第3.5分位所得の世帯	平均
78,626円	118,136円	121,061円

【生活扶助基準（子1人）】

基準額	116,086円
母子加算額	21,998円
合計	138,084円

（平成11年度）

3 これらを踏まえた母子加算の見直し

- 平成19年度から、現行の母子加算を3年間かけて段階的に廃止

【理由】

- ・ 母子加算以外の保護基準が妥当な水準になっている中で、生活保護を受ける母子世帯と母子以外の世帯の保護水準の公平を図ること。
- ・ 母子世帯でも、生活保護を受けている世帯と受けていない世帯の公平を図り、生活保護を受けている母子世帯の自立を促進すること。
- ただし、就労している母子世帯、職業訓練等を受け、自立に向けて努力している母子世帯は、現行の加算に代わる給付を創設。（就労の場合・月額1万円、職業訓練等の場合・月額5千円）
- 母子世帯を含め、生活保護受給世帯等には、17年度から導入した自立支援プログラムの策定や福祉事務所とハローワークとの連携による就労支援事業の一層の推進により、自立を支援。

2 自立支援の一層の推進

(1) 「成長力底上げ戦略」について

平成19年2月15日、政府において、「成長力底上げ戦略（基本構想）」がとりまとめられたところである。「成長力底上げ戦略」では、①人材能力戦略、②就労支援戦略、③中小企業底上げ戦略の3つが柱に位置づけられている。

このうち、就労支援戦略では、「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助（福祉）を受けている人・受けていない人について、可能な限り就労による自立・生活の向上を図るため、

- ・平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム」を全自治体で策定
- ・ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム」の体制・機能強化
- ・ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者（生活保護・母子世帯）の就職率を60%に引き上げ

が主な施策として盛り込まれているところである。

これらについては、今後新たに策定する『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の中で具体化を図っていくこととしているので了知願いたい。

(2) 自立支援プログラムの定着に向けて

ア 平成18年度における各自治体の取組状況

平成18年12月末現在における各地方自治体の自立支援プログラムの策定・実施状況を調査したところ、福祉事務所を設置する地方自治体857のうち、685自治体で1,638の個別支援プログラム（生活保護受給者等就労支援事業を除く）が策定されている。策定されているプログラムを種類別にみると、経済自立に関するもの675、日常生活自立に関するもの808、社会生活自立に関するもの155となっている。また、経済自立に関するもののうち、就労支援に関するプログラムの策定については、422自治体で620のプログラムが策定されている。

平成18年度においては、自立支援プログラムの定着に向けて、全ての地方自治体において、生活保護受給者等就労支援事業以外の個別支援プログラムの策定・実

施をお願いしていたところであるが、平成18年12月末現在において未策定の地方自治体172のうち、152自治体で平成19年1月から3月の間に策定予定としており、策定予定のない地方自治体は20自治体であった。については、平成18年度中に策定予定のない地方自治体については、早急に策定していただくようお願いしたい。

なお、平成18年12月末までに未策定の地方自治体については、3月8日から20日の生活保護運営状況ヒアリングにおいて、個別に状況を確認させていただくこととしているのでご了解いただきたい。

表1：策定済自治体数及びプログラム数

	平成17年12月		平成18年12月	
	数	割合	数	割合
福祉事務所設置自治体数	828	100%	857	100%
個別支援プログラム策定済の自治体数	285	34%	685	80%
平成19年度1月～3月に策定予定の自治体数	—	—	152	18%
未策定自治体数	543	66%	20	2%

	平成17年12月		平成18年12月	
	数	割合	数	割合
策定済個別支援プログラム数	585	100%	1,638	100%
経済自立に関するもの	311	53%	675	41%
日常生活自立に関するもの	214	37%	808	49%
社会生活自立に関するもの	60	10%	155	10%

表2：うち就労支援に関するプログラム

	平成18年12月	
	数	割合
経済自立に関するプログラム数	675	
就労支援に関するもの	620	
その他	55	

	平成18年12月	
	数	割合
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	51%

表 3 : 参加者数

	平成17年12月	平成18年12月
経済自立に関するもの	22,485	29,347
日常生活自立に関するもの	5,497	29,853
社会生活自立に関するもの	226	1,355
合計	28,208	60,555

表 4 : 策定予定のない地方自治体

宮城県	塩竈市、名取市、大崎市
福島県	須賀川市
埼玉県	桶川市、富士見市、三郷市、坂戸市、吉川市
千葉県	野田市、佐倉市、東金市、流山市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市
神奈川県	伊勢原市
大分県	日田市
新潟県	新潟市

イ 平成19年度における運用方針

平成17年度及び平成18年度における自立支援プログラムの取組状況から、就労支援に関する個別支援プログラムの策定・実施は、生活保護受給者の経済自立に成果が認められるところから、平成19年度においては、全ての地方自治体において、生活保護受給者等就労支援事業以外の就労支援に関する個別支援プログラムを策定・実施いただきたい。

平成18年12月末現在における取組状況によると、435自治体において就労支援に関する個別支援プログラムが未策定であることから、当該地方自治体においては、平成19年度中に、就労支援に関する個別支援プログラムを策定・実施していただくようお願いしたい。

ウ 自立支援プログラム策定、実施を促進するための国における支援

(ア) セーフティネット支援対策等事業費補助金による実施体制整備の支援

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、生活保護関係では、自立支援プログラム策定実施推進事業及び生活保護適正実施推進事業に対して補助しているところであるが、平成19年度予算案においては、自立支援の一層の推進を図るため、150億円から180億円に増額することとしているので、自立

支援プログラムの策定・実施に際してご活用いただきたい。

平成19年度のこの補助金の採択においては、就労支援に関する個別支援プログラムが策定済であるか、平成19年度策定予定である自治体を優先的に採択する方針であるので、ご了知いただきたい。

(イ) 地方自治体における取組状況に関する情報の提供

各地方自治体において自立支援プログラムを策定する際、他の自治体における取組事例が参考となることから、厚生労働省においても、生活保護担当ケースワーカー全国研修会などにおいて、自立支援プログラムに積極的に取り組んでいる地方自治体から事例発表を行うなど、適宜各自治体の取組状況を把握し情報提供するので、自立支援プログラムの策定・実施に活用していただきたい。

本会議資料においても、自治体の自立支援プログラム策定・実施の参考となる事例として、旭川市、岩見沢市、釧路市、埼玉県、東京都、足立区、新宿区、横浜市、相模原市、尼崎市、岡山市、出雲市の例を掲載したので参照いただきたい。

これらの事例の中には、嘱託職員・非常勤職員の活用を図るほか、外部団体に事業を委託したり、外部団体との連携を図っているものもあるので、参考にしていただきたい。

エ 都道府県本庁、指定都市本庁の役割

自立支援プログラムの策定、実施は各自治体が行うものであるが、都道府県及び指定都市本庁は管内の自治体（指定都市については福祉事務所）が円滑に幅広い個別支援プログラムを整備できるよう、引き続き、

- ・自立支援プログラムの策定に関するマニュアルを策定する
- ・個別支援プログラムをモデル策定する
- ・管内実施機関の先駆的事例を他福祉事務所に紹介する
- ・管内実施機関に対して自立支援プログラムに関する研修を実施する
- ・個別支援プログラムに活用できる事業を企画・実施する
- ・自立支援に関する他法他施策の情報提供を行う

などの支援を行われたい。併せて個別支援プログラムの策定・実施に要する経費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用についても周知願いたい。

オ 個別支援プログラムの実施要綱等の策定について

平成18年12月末現在の調査において、平成18年12月までに策定済の個別支援プログラム数は1,638であるが、実施要綱等を定めているプログラムは、1,334に止まっている。個別支援プログラムによる支援を組織的に継続して行うには、実施要綱等の形で具体的な支援内容や実施手順を明確にすることが重要である。については、明らかに不要な場合を除き、実施要綱等の策定に努められたい。

(3) 生活保護受給者等就労支援事業について

ア 平成17年度よりハローワークが中心となって福祉事務所と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

平成18年4月から12月までの実施状況を昨年度と比較すると、下表のようになっている。生活保護受給者等就労支援事業は、事業開始から平成18年12月までの支援開始者数に対する就職者数の割合が49.4%と一定の効果が期待できることから、平成19年度においても、引き続き、ハローワークとの連携の強化を図るとともに、本事業を一層活用し、生活保護受給者の就労支援に積極的に取り組まれたい。平成18年12月末現在において、同事業を活用している自治体は857のうち619であり、活用していない自治体が238ある。これらの地方自治体には、その理由について個別にヒアリングを実施し状況を把握することとしているが、支援対象となる者がいない等の理由もなく支援要請を行っていない自治体におかれは、早急に取り組を検討されたい。

	支援対象者数	支援開始者数	支援終了者数	うち就職者数	支援開始者数に対する就職者数の割合
平成17年6月～ 平成18年3月 (10ヶ月)	9,011	7,309	4,553	3,007	41.1%
平成18年4月～ 平成18年12月 (9ヶ月)	8,208	6,999	6,489	4,068	58.1% (注)
累計 (19ヶ月)	17,219	14,308	11,402	7,075	49.4%

(注) 平成18年度の支援終了者数の中には、平成17年度中に支援開始した者も含む

イ 平成19年度の事業実施に当たっては、都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会を4月までに開催し、年間の支援対象者数、実施計画及びスケジュール等を含む年間計画の策定を行うこととなるが、平成17年度及び平成18年度の事業実施を通じて、福祉事務所やハローワーク等において支援対象者の選定や受入等に関して種々の要望があると承知しているところであるが、以下の事項については、「生活保護受給者等就労支援事業Q&A」や都道府県労働局担当者会議において弾力的な運用が可能である旨示しているものであるもので、平成19年度の事業実施においても、ハローワークと連携・協議の上、適宜運用することとされたい。

- ・支援対象者に対する就労支援チームの面接について、ハローワークの就労支援コーディネーターや事業担当責任者が、地域の実情等に応じて、福祉事務所に出向き面接を実施すること。
- ・ナビゲーターによる支援が適当と判断される者であっても、ハローワークにナビゲーターが配置されていないなどの理由から、ナビゲーターによる支援が受けにくいハローワークにおいては、就労支援コーディネーターや事業担当責任者などがナビゲーターの役割を担うなどして、ナビゲーターによる支援を行うこと。
- ・生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者は、就労意欲が高い者を優先することとしているが、これは就労意欲が低い者を支援対象者としめないことではないので、就労意欲の程度により支援対象者か否かの判断を行うのではなく、ナビゲーターによる支援等、現在の支援メニューで対応可能な者については、対象者の状況に応じた支援を行うこと。

ウ 生活保護受給者については、生活保護受給者等就労支援事業の対象として、福祉事務所とハローワークの連携による支援がなされ、一定の効果を見ているところであるが、生活保護受給者以外についても、福祉事務所からハローワークとの連携を積極的に図り、ハローワークによる相談・支援につなげるなど、既存の枠組みを活用することも効果的である。

一部の自治体においては、生活保護の相談に来所した者や稼働能力有りとして申請却下となっている者などについても、単に福祉事務所での相談等にとどまらず、福祉事務所の担当職員からハローワークの担当職員に事前に電話連絡したり、ハローワーク担当職員宛の連絡票を当該支援対象者に持たせるなどの工夫を行うなどして、ハローワークとの協力を図っている事例も見られるところである。各自治体に

においても、生活保護を適用していない者についても、ハローワークとの協力が図られるよう努められたい。

(4) 稼働能力判定会議について

地方自治体においては、就労支援プログラムの策定・実施に伴い、要保護者の稼働能力について、より客観的な判定が必要になる。このため、稼働能力判定会議を開催することにより、稼働年齢層のうち、稼働能力の活用に疑義のある者等の稼働能力の判定、適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行うことが有効であると考えられる。

このようなことから、平成19年度予算案においては、稼働能力判定会議を設置・運営するために必要な費用について、セーフティネット支援対策事業費補助金により支援することとしたので、各地方自治体においては、積極的な取組をお願いしたい。

「稼働能力判定会議」の設置・運営の例

1 趣旨・目的

要保護者の稼働能力の判定については、従来、本人から健康状態の聴き取り、主治医の診断書、検診命令結果等から判断し、判断が難しいケースについては嘱託医や所内ケース診断会議を活用して、就労の可否を判断しているところである。

今後、生活保護の適正実施の要請や、就労支援プログラムを推進していくことに伴い、より客観的で厳密な稼働能力の判定が必要となることから、以下により稼働能力判定会議を設置し、稼働年齢層の者について、稼働能力の有無の判定、適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行うこととするものである。

2 構成員

稼働能力判定会議の構成員は、内科医、整形外科医、精神科医等の複数の医師、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアカウンセラー、福祉事務所嘱託医、就労支援専門員、査察指導員、ケースワーカー等から、福祉事務所長が必要と認める者を任命する。

3 検討内容

稼働能力判定会議においては、対象者の健康状態、職歴、資格、技能、学歴、希望する職種及び雇用条件等を踏まえ、以下の内容について検討を行うものとする。

- (1) 対象者が稼働能力を有しているか
- (2) 稼働能力を活用する意思があるか
- (3) 地域の求人状況及び対象者の稼働能力や適性に照らして就労する場があるか
 - ・ 対象者に適した職種、業務内容、勤務日数・時間、就労場所等は何か
- (4) 福祉事務所として支援すべき内容は何か
 - ・ 対象者の稼働能力にあった、ハローワークとの連携、技能習得、資格取得等の就労支援プログラムの選定
 - ・ 対象者の就労阻害要因にあった、生活支援、育児・介護等の支援策の選定
- (5) 就労支援プログラムにおける対象者の取組状況及び福祉事務所の支援内容の点検、見直し

4 新たな個別支援プログラムの企画、策定及び研修等への活用

福祉事務所長は、稼働能力判定会議での検討内容を踏まえ、以下の事項の実施にも活用する。

(1) 新たな個別支援プログラムの企画、策定

現在の個別支援プログラムの内容の見直しだけでは、支援対象者の要請に応えられない場合、必要に応じて、新たな個別支援プログラムの企画、策定を行う。

(2) 研修等への活用

稼働能力判定会議において検討した事例を通して、稼働能力の判定のポイントなど、個別の稼働能力に対応した支援例を蓄積し、福祉事務所職員の研修などに活用する。